

島守地区自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

1. 島守地区自家用有償旅客運送とは

荒谷線の廃止（令和3年3月末）に伴い、住民の移動の足を守るため、島守地域の住民主体による自家用有償旅客運送である。

2. 運行状況

- ① 運行区間：島守地区から是川団地（片道約30分間）
- ② 運行本数：毎日 早朝（6：40発）・夕方（17：20発） 各1往復
月・金 午前（8：50発）・午後（12：50発） 各1往復
- ③ 利用料金：1回200円（予約制）
- ④ 市の役割：人件費・燃料費等の必要経費の補助（R5予算額150万円）、助言等
- ⑤ 運行体制：運転手4名
- ⑥ 運行車両：自家用車または共用車（10人乗りハイエース）
- ⑦ 利用登録者数：約15人
- ⑧ 利用者数：R4延べ利用者数1,325人（1回平均約1.7人、月平均110人）
R5延べ利用者数1,086人（1回平均約1.8人、月平均120人）※12月末時点

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
運行回数	65	72	70	63	68	63	69	64	72	67	61	64	798	66.5
利用人数	106	126	117	91	103	104	110	112	120	109	108	119	1,325	110.4

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
運行回数	65	65	69	57	59	67	69	66	73				590	65.5
利用人数	110	107	113	98	96	127	147	132	156				1,086	120.6

3. 更新登録の必要性

自家用自動車を用いて有償旅客運送を行うにあたっては、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないが、同法第79条の3の規定により受けている島守地区自治会連合会の登録有効期間が令和6年3月31日までとなっているため、同法第79条の6の規定に基づき、有効期間の更新の登録を受けるべく、国土交通大臣に申請を行うものである。

道路運送法 （抜粋）

(登録) 第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の実施) 第79条の3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第1項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

(登録の更新の登録) 第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

令和 年 月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

名 称 島守地区自治会連合会
住 所 八戸市南郷大字島守字小山田42-1
代表者の氏名 会長 堰端 治

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

島守地区自治会連合会
八戸市南郷大字島守字小山田42-1
会長 堰端 治

2. 登録番号

東青交第1号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

運送の区域

区 域	備 考
八戸市（南郷島守地区及び是川地区）を発地又は着地とする区域	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
島守地区自治会連合会	八戸市南郷大字島守字小山田 42-1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	保有	()					
						/	
	持込		※	4 (3)	※ ()	4	※
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
合計			4 (3)			4	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

島守地区住民

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

1 乗車 200 円

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（島守地区自治会連合会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	中村 春雄	八戸市	大型	2種
2	春日 進	八戸市	普通	1種
3	春日 惇夫	八戸市	普通	1種
4	長瀬 貴子	八戸市	普通	1種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	島守地区自治会連合会
-------------	------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (島守地区自治会連合会)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	堰端 治	八戸市南郷大字島守字小山田 42-1			

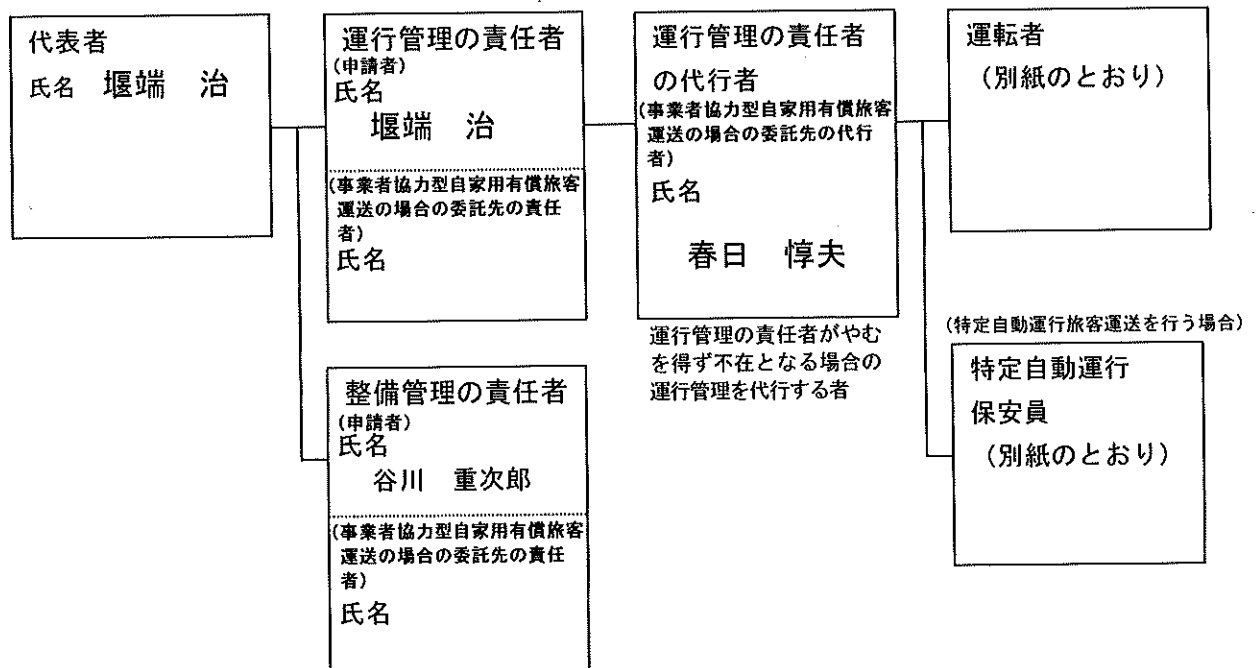
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	谷川 重次郎	八戸市	

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

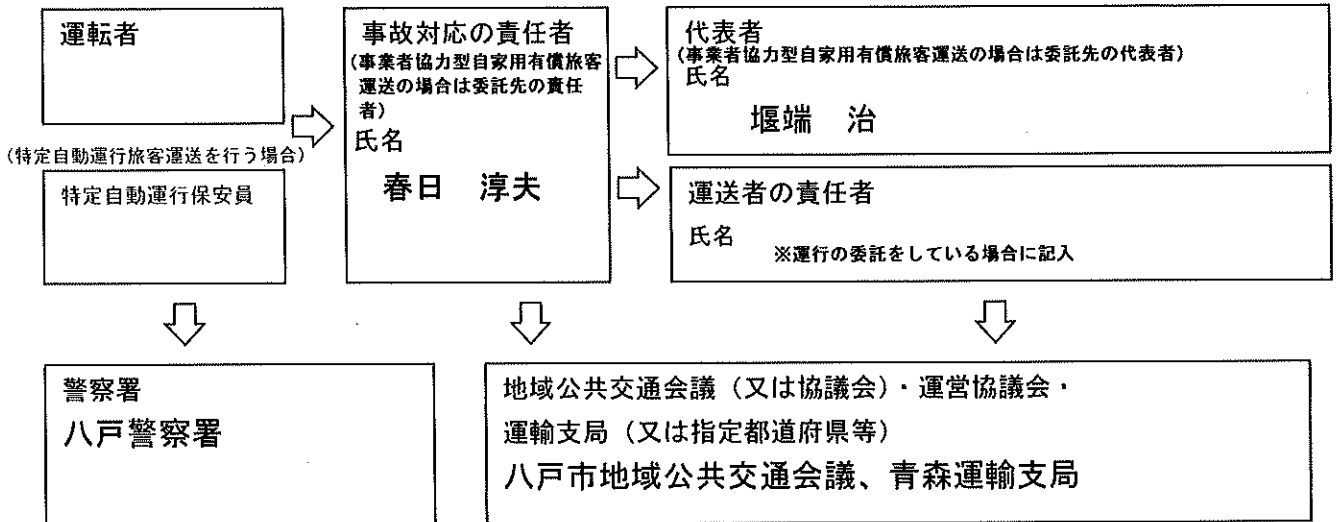
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



(エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者 堰端 治

苦情処理担当者 春日 淳夫

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

島守地区自治会連合会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1	八戸580 す 6782	4	春日 惇夫	春日 惇夫	
2	八戸501 す 3713	5	長瀬 昌樹	長瀬 貴子	
3	八戸300 ふ 3677	10	島守第7区自治会	春日 惇夫 長瀬 貴子 春日 進 中村 春雄	
4	八戸501 さ 3956	5	中村 春雄	中村 春雄	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					